

倫理委員会議事録

1. 日時 平成24年11月12日(月) 17:15～ 17:30
2. 場所 中会議室
3. 出席者 副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、薬剤科長、管理課長
湊崎 和範医師
4. 申請者 湊崎 和範
5. 議題 自閉症スペクトラム障害児における視知覚・認知研究(申請6)
6. 記録者 管理課長

議事要旨

<副院長>

議題について申請理由を説明されたい。

<湊崎医師> >・・・申請6 配布資料により説明

目的

- ・主観的輪郭図形の視覚探索時における、視線の動きをアイトラッカーを用いて捉えることにより、ASD児における主観的輪郭図形の見え方をさらに検討する。

審査請求理由

- ・本研究を行う上で、外来患者を直接の対象として検査を行うため、審査を希望する。

(事務部長)

対象患者はどこにいるのか。

(湊崎医師)

外来に来ている患者で、土日に来て貰う予定である。

(副院長)

先生の立会はどうするのか。土日に来て貰うと言うことは、このために来て貰うことになる。承諾書に「休日に来て貰う必要がある。」事の記載追加が必要である。また、承諾書8行目～10行目を研究計画書の下から7行目～1行目に変更すること。

(事務部長)

土日に来て貰うということは、交通費は自己負担となりますね。患者にはメリットもリ
スクもないですね。

(湊崎医師)

そうなります。結果は、親にフィードバックします。

(副院長)

今回の研究は個人が特定されない匿名化情報を対象にしており、人権への不利益はない。ASD児の見える世界についての研究が進むことで、ASD児自身の「見える世界」についての理解ができ、生活上の工夫につながる可能性があるのではないかと期待している。画像を見ての反応をみる検査のため、不利益となることはほとんどない。個人へ

の直接的な利益、不利益、危険性はないので倫理的には問題はないと思われる。よって、
上記により承諾書を変更することにより承認としたいが、他の委員の意見はどうか。

《全委員異議なし》

(副院長)

以上、承認判定で院長へ答申する。

(様式 2)

倫理委員会審査判定答申書

平成24年11月21日提出

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター病院長 殿

広島西医療センター倫理委員会
委員長 奥谷卓也



受付番号 6

1. 課題名 自閉症スペクトラム障害児における視知覚・認知研究

申請者 湊崎 和範

上記についての諮問に対し、平成24年11月12日の倫理委員会において審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1. 判定

① 承認

② 条件付承認

③ 不承認

④ 非該当

2. 理由

今回の解析研究は個人が特定されない匿名化情報を対象にしており、人権への不利益はない。対象症例は既存の治療計画に沿った治療が行われ、研究の結果で現行の治療計画(強度)が変更されることはなく、個人への直接的な利益、不利益、危険性はないので倫理上問題はない。

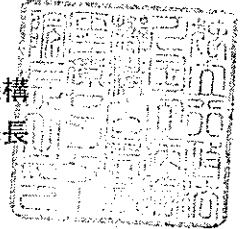
(様式 3)

倫理委員会審査判定通知書

平成24年11月21日

申請者 湊崎和範 殿

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター病院長



受付番号 6

1. 課題名 自閉症スペクトラム障害児における視知覚・認知研究

代表者名(責任者) 湊崎和範

平成24年11月9日付で審査の申請があった、上記課題について、下記のとおり判定したので通知する。

記

1. 判定

①承認

②条件付承認

③不承認

④非該当

2. 理由

今回の研究は個人が特定されない匿名化情報を対象にしており、人権への不利益はない。対象症例は既存の治療計画に沿った治療が行われ、研究の結果で現行の治療計画(強度)が変更されることはなく、個人への直接的な利益、不利益、危険性はないので倫理的には問題はなく承認する。